

## 求職者支援訓練コース案内

【3月開講】 【基礎コース】

# 【カフェスタッフ養成(夜間)科】



ハロートレーニング  
— 急がば学べ —

訓練コース番号 5-03-40-001-14-0133 訓練実施機関名 株式会社ピタゴラス

訓練期間	令和4年3月22日(火) ~ 令和4年6月21日(火)	土日祝日の訓練の有無	有	4/23(土)、5/7(土) 5/14(土)、5/21(土)
訓練時間	15時30分 ~ 20時20分			
訓練概要	食に関する知識を身につけ、喫茶店等において珈琲・紅茶を入れたり軽食を作る知識及び技能・技術を習得する。また、職業能力開発講習を通して、ビジネススキル及び就活スキルを習得する。			
訓練対象者の条件	特になし			
注意事項	当コース受講に関する条件です。求職者支援訓練を受講するためには、「特定求職者」としての要件を満たす必要があります。【要件は裏面下部(注)をご確認ください。】			
定員	20名	受講申込者が定員の半数に満たない場合は、訓練が中止となる場合があります。 応募状況によっては、定員を増員することがあります。		

募集期間	令和4年1月26日(水) ~ 令和4年2月24日(木) (注)		
	(注)受講申込みをするためには、ハローワークで複数回の相談を行うことが条件になります。このため、2月22日(火)までにハローワークで初回の相談を行う必要があります。 適切な訓練コースの選択ができるように、お早めに住所管轄のハローワークにご相談ください。		
訓練実施施設の見学	可	見学可能日	随時可能です。事前にお問い合わせください。
受講申込書提出場所	〒814-0002 福岡市早良区西新四丁目7番10号西川ビル2階4号室 電話番号092-834-9113		
選考試験実施日	令和4年3月4日(金)	選考結果発送日	令和4年3月10日(木)
選考試験実施場所	〒814-0002 福岡市早良区西新四丁目7番10号西川ビル2階4号室 電話番号092-834-9113		
選考方法	面接	持参する物	筆記用具

訓練実施施設名	トータルスクールピタゴラス		
訓練実施施設の所在地	〒814-0002 福岡県福岡市早良区西新四丁目7番10号 西川ビル2階1号室		
電話番号(お問い合わせ先)	092-834-9113	お問い合わせ担当者	清水・木村・金田
駐車場の有無、台数及び料金	無 近隣有料パーキング有	最寄駅等	福岡市営地下鉄空港線 西新駅4B出口より徒歩1分
駐輪場の有無、台数及び料金	無 近隣有料駐輪場有		

### 訓練施設PR欄(過去の訓練の実績、就職率、就職先、訓練の特徴等)



<カフェ・喫茶店での企業実習も実施します>

※**食品衛生責任者・サービス接客準1級,2級検定**

の受験も可能です。飲食業界に就職したい方には魅力的な資格です。お気軽にお問い合わせください。

tel:092-834-9113(事務局まで)

※企業実習中は訓練時間が異なります(10:00~17:00)

<いつでも見学できます>



調理経験のない方や自信のない方でも訓練講座修了時には、受講者の努力次第でカフェスタッフとしてのスキルを習得することが出来ます。調理分野の就職先は、レストランやホテル、カフェ、喫茶店等多数あります。ベテランの講師陣の授業と就職へのサポートを行います。

## 訓練カリキュラム

訓練実施機関名： 株式会社ビタゴラス

訓練目標 (仕上がり像)		社会人としての一般知識を身につけ、珈琲・紅茶の入れ方やパン料理・卵料理等の軽食の作り方、更にお客様へのサービス接遇を学び、喫茶店における業務を理解し基本的な作業ができる。					
訓練修了後に取得 できる資格		名称( サービス接遇2級 )	認定機関( 公益社団法人実務技能検定協会 )	<input checked="" type="checkbox"/>	任意受験		
		名称( サービス接遇準1級 )	認定機関( 公益社団法人実務技能検定協会 )	<input checked="" type="checkbox"/>	任意受験		
		名称( 食品衛生責任者 )	認定機関( 公益社団法人福岡市食品衛生協会 )	<input checked="" type="checkbox"/>	任意受験		
		名称( )	認定機関( )	<input type="checkbox"/>	任意受験		
		名称( )	認定機関( )	<input type="checkbox"/>	任意受験		
訓練概要		食に関する知識を身につけ、喫茶店等において珈琲・紅茶を入れたり軽食を作る知識及び技能・技術を習得する。また、職業能力開発講習を通して、ビジネススキル及び就活スキルを習得する。					
訓練 内容	科目		科目の内容			訓練時間	
	職業能力 開発講習	①家計管理とライフプラン	家計管理、収入と支出のバランス管理、知っておきたい社会保障、公的支援制度、公的相談窓口 仕事に対する心構え、ビジネスマナー、安心感を与える立ち位置、電話対応、来客対応の向上			5時間	
		②ビジネスマナー	職場のハラスメント、個人情報の取扱い、SNS利用の注意点、働く人を守る労働法			10時間	
		③職業倫理、労働法の基礎知識	生活リズムと健康を整える。働く人の健康管理、心の健康管理、ストレスコントロール、感情のコントロール			5時間	
		④健康管理	自己管理、好き・嫌い、思い込みや先入観への気づき、聴き方、話し方の向上			5時間	
		⑤コミュニケーション	職場における報告連絡相談、論理的な思考による適切な伝え方の向上			10時間	
	就職活動 計画	⑥職場のコミュニケーション	就職活動の全体、キャリア形成と就職対策の関連、就職活動を進めるにあたっての心構え			10時間	
		⑦キャリア・プランを踏まえた就職活動の進め方	訓練内容に関連した求人動向・産業界の近況とポイント			5時間	
		⑧訓練内容に関連した求人の動向とポイント	応募書類を作成する意義、履歴書・職務経歴書のポイント、志望動機・自己アピールの重要性、送付の際の留意点			5時間	
		⑨応募書類の重要性	面接の目的と採用者の強化のポイント、面接の準備とマナー			5時間	
		⑩面接対策の重要性	求人票の見方・ポイント、求人票の検索・収集、企業情報収集、情報収集の習慣化			5時間	
	職業生活 設計	⑪求人情報の収集	就職に向けた訓練受講の意義、働く力を高めるスキルの必要性、今後の目標と習得すべき能力			5時間	
		⑫訓練受講の動機、今後の目標と習得すべき能力	自分の特徴などをみつけなおす就業経験の棚卸し、自分の強み、興味関心、価値観の振り返り			10時間	
		⑬自己理解	関連職種・希望職種に求められるスキル、職業意識と勤労観			5時間	
		⑭仕事理解、職業意識と勤労観	職業生活の振り返りと今後、新ジョブ・カード制度の概要・目標設定票の作成			5時間	
⑮職業生活設計(キャリア・プラン)		入校式・オリエンテーション(2H)、修了式(2H)			15時間		
学 科	入校式等	喫茶・カフェの歴史と産業			10時間		
	就職支援	履歴書・職務経歴書の書き方、ジョブ・カード作成方法、面接のマナー			5時間		
実 技	安全衛生	施設設備、安全点検・避難誘導法、火の元・電気等の安全管理方法			5時間		
	衛生管理演習	調理前後の衛生管理、厨房掃除、棚卸、除菌、滅菌、殺菌、食中毒対策における溶液作成			15時間		
	珈琲演習	コーヒー豆の選別、おいしい珈琲の入れ方			15時間		
	紅茶演習	紅茶の葉の選別、おいしい紅茶の入れ方			15時間		
	ソフトドリンク演習	ソフトドリンクの種類、ソフトドリンクの作り方			15時間		
	軽食演習	パン料理・卵料理の作り方			20時間		
	料飲サービス演習	テーブルコーディネート、サービスの仕方、ラッピング			15時間		
	サービス接遇演習	顧客対応、顧客の出迎え、エスコート、メニュー、サービス説明、外国人客への対応			25時間		
総括演習	カフェでの調理、盛付、役割演習、サービス全般			20時間			
企業実習		実施しない	<input checked="" type="checkbox"/>	実施する	※実施する場合、カリキュラムは別途作成し、総時間のみ記入してください。		
職場見学、職場体験、職業人講話		【職業人講話】地域の飲食業界の雇用情勢等に関する現状 講師：株式会社ビタゴラス (能開講習)			5時間		
訓練時間総計		300時間	100時間	ビジネステクニック 25時間 就職活動計画 25時間	ビジネスヒューマン 20時間 職業生活設計 25時間	職場見学等 5時間	
受講者の負担する費用		教科書代	6,710円			合計	11,440円
		その他( 制服(エプロン、帽子) )	4,730円				
		備考( 企業実習先への交通費・衛生検査費用実費が別途発生します。 )					
受講生の負担する費用の注意点		※受講決定後、3月16日までに受講辞退の連絡がない場合は、教科書代(6,710円)負担していただきます。 ※企業実習に際して、衛生検査費用として実費(660円～3,000円)程度がかかります。					
備考		※ 金額は、すべて税込みです。					

(注1) 求職者支援訓練を受講できる方は、下記の全ての要件を満たす「特定求職者」です。

- ① ハローワークに求職の申し込みをしていること
  - ② 雇用保険被保険者や原則として雇用保険受給者でないこと
  - ③ 労働の意思と能力があること
  - ④ 職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワーク所長が認めたこと
- \* 在職中(週所定労働時間が20時間以上)の方、短時間就労や短期就労のみを希望される方などは、原則として特定求職者に該当しません。

(注2) ハローワークで職業相談を受け、現在有する技能、知識等と労働市場の状況から判断して、就職するための職業訓練を受講することが必要と判断された方に対して、次回の職業相談時に適切な訓練コースの受講申込書が交付されます。(初回の相談時においては、受講申込書は交付されません。)当該受講申込書を募集期間内に訓練実施機関までご提出願います。

(注3) 求職者支援訓練を受講する方は、就職支援措置の実施に当たるハローワーク職員の指導又は指示に従うとともに、自ら進んで、速やかに職業に就くように努めなければなりません。



ジイトくん